

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県企業局財務規程（昭和 38 年鳥取県企業管理規程第 8 号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（1）工事の名称及び数量

鳥取放牧場風力発電所風車撤去工事 一式

（2）工事の仕様

別添鳥取放牧場風力発電所風車撤去工事仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）工事の期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）建設業法第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可のうち、機械器具設置工事業又は解体工事業を受けていること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）1 基当たりの出力 1,000kW 以上の風車及びタワーの設置工事又は撤去工事を元請として施工した実績があること。

ア 平成 22 年度以降に引渡の完了しているものに限る。

イ 共同企業体による実績については、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。

ウ 発注者による公共工事、民間発注工事の別を問わない。

3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

4 入札手続等

（1）入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局経営企画課

電話 0857-26-7443 ファクシミリ 0857-26-8193

電子メール kigyou@pref.tottori.lg.jp

（2）工事の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局工務課

電話 0857-26-7448 ファクシミリ 0857-26-8193

（3）入札説明書等の交付方法

令和 8 年 2 月 20 日（金）から同年 3 月 5 日（木）までの間にインターネットの鳥取県企業局本

ームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月20日（金）から同年3月5日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）同じ

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月26日（木）午後1時30分 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日（水）午後5時までとする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局会議室（鳥取県庁第二庁舎2階）

5 入札に関する問合せの取扱い

（1）疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和8年2月27日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（2）疑義に対する回答

（1）の質問については、令和8年3月3日（火）にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm>）によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

- （1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- （2）本件入札に参加を希望する者にあっては、7の事前提出物を作成の上、令和8年3月5日（木）午後5時までに郵送（期限までに必着のこと。）又は持参により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （3）入札者は、（2）の書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- （4）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- （5）提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- （1）入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- （2）2の（2）を証するもの（建設業の許可が分かる書類など）
- （3）2の（4）を証するもの（契約書の写し及び検査合格が分かる書類など）

8 資格審査について

- (1) 6の（2）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年3月11日（水）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年3月13日（金）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和8年3月17日（火）までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙による入札とし、入札書（様式第3号）を使用すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあっては、内訳として消費税額を記載すること。
- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 入札者は、入札金額は、訂正できない。
- (5) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合（代表者以外の者が入札を行うとき）は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第4号）を4の（1）の場所に提出すること。なお、開札日当日に持参する場合は、入札開始前に4の（5）イの場所に提出すること。委任状は、「委任状」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ提出すること。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (6) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
- (7) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (8) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 最低制限価格を下回る入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、次にあげる手続きを行った上で、入札を辞退することができる。
 - ア 入札の執行前にあっては、入札辞退届（様式第5号）を入札執行者に提出又は入札の執行者まで送付すること。
 - イ 入札の執行中にあっては、入札辞退届を入札執行者に提出すること。この場合において、すでに入札書を提出した入札参加者又はその代理人については、辞退を認めない。
 - ウ 入札参加者は、入札を辞退したことを理由として、以後の入札に不利益な取扱いを受けることはない。
- (11) 無効の入札書を提出した入札者は、再度入札に参加することはできない。
- (12) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。
また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (13) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (14) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立て

ることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加資格確認を受けた法人等は、入札保証金について、入札金額の100分の5以上の金額を指定する日までに納付すること。また、振込先の口座情報は、8の(1)の資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者に対し、別途通知する。

なお、落札できなかつた場合にあっては、入札者は、納付した入札保証金の返還を受けるため、入札保証金の口座振替を依頼するものとする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額（入札保証金を契約保証金の一部に振替後の不足額）を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかつた者の入札
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかつた者の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (6) 入札に関して不正のあつた者の入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認し難い入札書による入札
- (9) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に記載のとおり。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがあることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反する事が判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（5）10の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を、4の（1）の場所に提出すること。

（6）本件入札には鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領に基づき最低制限価格を設定している。

（7）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書（様式第7号）を、4の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

（8）鳥取県議会令和8年2月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。